

史料紹介 国立公文書館内閣文庫蔵「昭徳公事蹟 三」

今江 秀史

(表紙 題箋)
「昭徳公事蹟 三」

(中表紙)
「從文久二戌年十月二日
至元治元子年二月十八日

昭徳公事蹟 上洛之部 卷三

昭徳公事蹟

初度 御上洛之記第一
(實三郎) 野村静山
手記

文久二戌年

十月二日

一、左之通被 仰付候、

(以下同)
御小性一統

来二月 御上洛之節御供被 仰付之、

(水野忠精)
右和泉守殿、於笹之間御年寄衆列座、若年寄衆侍

坐被 仰渡之、

文久三亥年

正月廿二日

一、御軍艦ニテ 御上洛之節、

御召船 順動丸

御小性頭取

諏訪安房守

(實三郎)
野村丹後守

御小性

渡邊大隅守

木村下野守

石川備後守

山名佐渡守

鈴木撰津守

藤井若狭守

竹内日向守

御前詰

大久保新右衛門

木造銚太郎

右之通於御談之部屋伊豆守殿御通詞ニテ、被
(坪内保之少)

仰付候事、

一、高井備中守初御小性陸路廻り候様被 仰付候、
(美孝)

御用御取次見習

佐野伊予守

御小性組番頭格

高井備中守

新御番頭格

木村紀伊守

同御小納戸頭取

糟谷筑後守

御小性一同

銀三百枚

銀四百枚

銀六百枚

此御金式百拾五両、

銀式百四拾枚 御小納戸一同

右 御上洛ニ付御金被下、儉約可致旨、和泉守

殿被 仰渡候、

御礼左之通、

一、御前御礼

一、両御部屋

一、御用掛衆御宅直勤

一、伊予守(江使者)

殿中御宅廻り共、服紗小袖・麻上下、

一、(アキママ)

高井備中守

木村紀伊守

御小性

右今日御金被下候面々、明廿三日 御目見被

仰付候事、

但、四時揃麻上下着之事、

一、同廿三日

一、奥向之面々於笹之間一同御礼、拝領物被

仰付、難有旨周防守殿言上も相済、
(疾舎勝静カ)

一、御上洛之節、奥向之者是迄之通白叩キ裏金
(坪内保之少)

陣笠相用不苦旨、伊豆守殿被申聞候、

一、金五拾三両三分宛 御小性へ
三月十七日

一、紀伊中納言様へ(徳川茂承) 御対顔有之候事、
一、来ル廿一日 御発駕被 仰出候事、

同十九日

一、今日御先帰り(高井実孝)備中守初御小性七人致出立候事、
一、今日 御参内被遊候事、
但御衣冠上ケ候事、

一、明後廿一日 御発駕御延引ニ相成候段、被
仰出候事、

同廿日

一、今日 御乗馬被遊候事、

同廿一日

一、明後廿三日 御発駕、東海道筋 還御可被遊
旨被 仰出候事、

同廿二日

一、夕刻 御参 内被遊候事、

同廿三日

一、今日 御発駕御延引被 仰出候事、

同廿四日

一、今日水戸殿へ(徳川慶篤) 御対顔被遊候事、

同廿五日

一、此度(小幡長行)函書頭殿江戸表へ帰府ニ付、御手自 御
羽織被下候事、

同廿六日

一、松平春嶽殿総裁職 御免、逼塞被 仰付候事、

同廿八日

一、今日 御乗馬有之候事、

四月二日

一、今日 御参内被遊(御冠御直垂)、御夏扇毛抜形、御
帯無之、去ル廿日之通り 御参内中寮之御馬
御拝領 天盃其外御頂戴有之 還御、

同三日

一、御黒書院ニテ、西本願寺門跡・同新門跡・同新々
門跡へ 御対顔有之候事、

同四日

一、今日 御乗馬被遊、一ツ橋様并松平肥後守、
御老若御用掛り衆、御目付并一橋殿附之者迄乘
馬被 仰付候、

一、左之通御先帰り被 仰付候、
御小性頭取介

内藤老岐守
御小性

石川備中守(後之)
関口筑後守
藤井若狭守

竹内日向守
外二
御納戸
拾人

同九日

一、此度奥向之者猶又御先帰り被 仰付候義ハ深
き 御趣意有之候御事ニ付、一同厚く申合、何
レも介合御差支不相成様、忠勤相励可被申事、
但時宜ニ寄り頭取兩掛り之面々も介合相勤
可被申事、

右於御灯部屋兩頭取江伊豆守殿被申聞候事、
(坪内保之)

同十日

一、明十一日、石清水社江(江) 御供奉之处、御風邪
ニ付御断被 仰上、御延引被 仰出候事、

同十三日

一、内藤老岐守初御先帰之者、今日出立致候事、

同廿一日

一、今晚七半時、御供揃ニ而大坂表へ 被為 成
候段被 仰出候ニ付、石清水八幡へ御先番ニ罷
出、御同所御手水役相勤、直ニ大坂御城へ御先
番ニ罷越候、八幡宮 御参詣済、直ニ橋本宿よ
り船ニ乗り、大坂八軒家より上り止宿致し、支
度之上直ニ大坂 御城へ罷出候、尤宿へ御番直
ニ相勤申候、

一、上二者二条御城六時過 御発駕、夫より石清

水社へ 御参詣、同所九半時過 出御、橋本宿より 御乗船、夕七時大坂御城 着御被遊候、

同廿三日

一、六時過、御供揃二而 出御、安治川筋 御乗船、天保山沖合二而蒸汽船へ 被為 召、摂海岸 御巡覽被遊、所々 御上陸被遊、相済元御川筋御通船、夜九時 還御、
但御供相勤候事、

同廿六日

一、今日神寄川辺 御成、所々御台場等 御巡覽被遊、還御掛 御乗船二而 六時前還御被遊候、

同廿八日

一、暁七半時、御供揃二而大手御門より 御乗馬、天王寺御通抜、天下茶屋二而御小休、夫より堺奉行御役宅二而、御二度目御膳上ル、立花飛騨守御預り砲台 御覽、大砲打方相済、夫より紀州表より御出迎之御関船へ 被為召、沖二而順動丸蒸気船へ 御召移り、泉州沖手より紀州友ヶ島へ被為 入、夫より御引戻し、大川浦二而 御碇泊、翌日朝六半時前 御出帆、加太浦より御関船二御乗移り、同所より御上陸、紀伊中納言様御出迎ひ、御案内二而淡嶋神主宅江御休ミ、中納言様被 御対顔、四半時過勝野流小筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固之御家来江御目見被 仰付、相済順道丸へ 御召移り、天氣模様不宜候二付、直二御引戻し、七時前目印

山沖江 御着船、夫より 御上陸、松平相模守砲台 御覽、并大砲打方御好二而御覽相済、陸路通り、五半時過 還御、

一、紀州加太浦迄御供相勤、夫より和歌 御宮并御霊前へ御内々、御名代相勤、夫より浜中長保寺御廟へ無急度 御名代相勤、五月三日朝五半時過大坂御城江着致し候事、

一、御代拜相勤候二付、紀伊殿御用人宮地久右衛門万端世話致し、大坂表迄送り参り候事、
但右二付、久右衛門江御反物被下候事、外

二 附添之者へ銀老枚も被下候、

一、和歌雲蓋院長保寺江左之通御納候二相成候、

一、御宮 白銀拾枚

一、御霊前江 右同断

一、頭龍院様 別段

一、憲章院様 白銀老枚ツ、

一、鶴樹院様 同同断

長保寺

一、南龍院様御初 白銀拾枚

右之通り、

五月四日

一、今日御早召二而、幸栄島御渡越、幸町海岸船場より御召船へ被為 召、播州舞子浜・淡州由良戸所々 御巡覽、翌朝六半時比 還御被遊候、
一、御乗馬御召切二而被為成候二付、御召梅崎へ乗馬致し、幸町迄御供、夫より大坂御城へ相戻し候、

同六日

一、今日御乗馬被遊候事、

同十日

一、明日大坂 御発駕被 仰出候二付、二条 御城江御先番二付、同日八時過一旦下宿、大坂八軒家より乗船致し、翌十一日四ツ時比京地旅宿へ一旦参り、八半時頃より二条御城江罷出候処、又七半時 還御被遊候、

同十八日

一、今日 御参 内 被遊候事、
但施薬院江御先番相勤候事、

五月廿三日

一、本阿弥へ御預ケ二相成居候鬼丸太刀御取寄、御覽有之候二付、拜見致し候事、

同廿四日

一、御短刀身 綾小路定利
右八本願寺より内献上致し候事、

同廿六日

一、竹本隼人正・高井備中守・中川右京亮・竹田越前守・木村中務少輔・酒井対馬守、右支度次第上京仕候様被 仰付候段、江戸表より申来候事、

六月三日

一、今日御暇之 御参内有之候事、

但施棄院へ御先番相勤候事、

同九日

一、今日尾張様へ御対顔、肥後守御目見被

下物等有之、二条御城御玄関より御発駕被

遊、淀川筋御乗船、備前島より御上り、七

半時比御着城被遊候事、

六月十三日

一、今朝七半時御供揃二而、六半時比大坂御城御

発駕、安治川筋御乗船、天保山沖合二而蒸気

船順動丸へ被為召候、

一、御乗船御供左之通り、

御小性頭取

高井備中守

諏訪安房守

野村丹後守

御小性

渡邊大隅守

木村中務少輔

大久保隠岐守

鈴木撰津守

石谷安芸守

池田伯耆守

一、七半時過紀州由良港へ御碇泊被遊候事、

同十四日

一、朝六半時過同所御出帆、同大嶋港へ御着船、

夫より御上陸、錦江山無量寺江御立寄、御召

湯等有之、御側向入湯いたし、夕刻御乗船二

相成、御碇泊無之直二御出帆、同十六日朝品川

沖へ御着船、夫より御端舟へ被為召、浜御庭

へ被為入御、供宜段申上り、八半時頃益御機

嫌能御帰城被遊候、

一、品川沖より御先江参り、一旦帰宅、直ニ支度

之上登城致し候事、

一、二月十三日御発駕より京地へ御着渡、諸勤

向其外并六月十六日御帰城迄之留扣別帳ニ委し

く認置候間略ス、

六月十八日

一、於御休息御着城御祝ひ御三献上り、御給

仕相勤候事、

七月朔日

御小性組番頭格

御小性頭取

竹本隼人正

新御番頭格

同

木村紀伊守

御小性頭取

中川右京亮

御小性

藤沢讃岐守

竹田越前守

室賀但馬守

川口志摩守

山名佐渡守

依田筑前守

大久保備前守

酒井対馬守

戸田土佐守

村松長門守

新見相模守

諏訪甲斐守

跡部出雲守

右之通今日跡より着致し候事、

一、御預り御馬今日着致し候段、御厩より申来り

受取候事、

同日

一、今日家来甚左衛門一同無事二帰府致候事、

昭徳公事蹟

再度御上洛之記第二

文久三亥年

十一月朔日

一、今度京都より御上洛被仰出候、

十一月五日

一、京都より被仰出候趣も有之候ニ付、御軍艦

ニテ御上洛可被遊旨被仰出候事、

十一月

一、御上洛御供左之通被仰付候、

総裁職

(松平直恒)
大和守殿
越川

御老中

(忠績)
酒井雅楽頭殿

(忠精)
水野和泉守殿

(道純)
有馬遠江守殿

若年寄衆

(意傳)
田沼玄蕃頭殿

(正巳)
稻葉兵部少輔殿

御側御取次

(保之)
坪内伊豆守殿

村松出羽守殿

但御発駕前御供 御免、菊之間詰被 仰付之、

御側御用御取次

跡部伊賀守殿

土岐下野守殿

但御発駕前両人之代り御供被 仰付候、

御側泊方

新見伊勢守殿

酒井肥前守殿

御留守御老中

(康直)
松平周防守殿

(正直)
井上河内守殿

(忠基)
牧野備前守殿

同 若年寄衆

(忠誠)
諏訪因幡守

(乘談)
松平縫殿頭殿

(種基)
立花出雲守殿

(道弘)
平岡丹波守殿

若年寄格

御上洛之節御供被 仰付候、

(種樹)
秋岡右京亮殿

十一月五日

御小性組番頭格
御小性頭取

竹本隼人正

但御発駕前御役替被

御小性頭取

木村紀伊守

御小性頭取

諏訪安房守

中川備中守

野村丹後守

同介

藤沢讃岐守

大沢豊前守

竹田越前守

木村備後守

大久保隠岐守

室賀伊予守

山名老岐守

鈴木撰津守

池田伯耆守

酒井对馬守

戸田土佐守

村松長門守

新見相模守

跡部大隈守

中奥御小性被仰付

右之通御供被

仰付候、被仰渡雅楽頭殿

両小納戸頭取

二人

同介

御膳番

三人

奥之番

四人

平小納戸肝煎共

四十人

右同断、

十二月二日

一、御上洛之節左之御指料御差廻し二相成候、

一、郷義弘 御大小

一、盛景 御大小

一、兼光 御大小

一、盛重 御大小

一、無銘 御大小

一、来国光 御大小

一、一文字 御大小

一、兼永 御大小

御船中御用

一、吉房 御大小

一、法城寺 御大小

一、文殊 御大小

一、青江 御大小

御先廻し御小サ刀

- 一、長光
- 一、行光

御船中御用御短刀

- 一、来国俊
- 一、来国次
- 一、貞吉
- 一、師景

右之通、

十二月五日

御召御軍艦入

- 一、御長持 壹棹
- 一、両掛 三十荷

御軍艦入御供之分

- 一、御長持 四棹

右之通朝倉播磨守へ達置候、

- 一、国時 御太刀
- 一、兼光毛抜形 同
- 一、貞真毛貫形 同
- 一、国俊御鞘卷 同

但御先廻し、

一、御軍艦ニテ 御上洛二付、御小性一同御召船
 へ乗組候様被 仰付候段、^(村松武藏)出羽守殿被申開候、

十二月十一日

御腰物奉行御供無之候

御腰物方

- 鈴木与左衛門
- 柳沢孫左衛門
- 加藤寛介
- 本多晋之丞

同 同心

四人

御研師

市川庄之丞

一、御上洛御軍艦御召船へ御茶・弁当二荷共入組
 候様、^(村松武藏)出羽守殿被申開候、

一、御召船へ乗組候御小納戸頭取初左之通、

朝倉播磨守^(俊徳)

野田三郎右衛門

溝口源右衛門

服部藤左衛門

服部七五郎

青山三右衛門

守山金太左衛門

河田助兵衛

駒井志津麿

近藤甚左衛門

右之通り、

十二月六日

一、一役一人ツ、笹之間ニテ^(酒井忠徳)雅楽殿御出坐、若年寄
 衆侍坐、御上洛御供二付、御金被下、^(徳)鍔約相用
 可申旨雅楽頭殿被 仰渡候、

銀三百枚 御小性

右之通、御礼左之通、

- 御前御礼 御小性頭取取扱
- 御用掛衆 両御部屋へ出ル
- 御泊方
- 御用掛衆宅廻勤

但御用捨、

一、御上洛御先廻御馬、

一、鳴門 御召一、名生

御召一、畑岡 同 一、鶴ヶ沢

同 一、大宮 同 一、秋山

同 一、栗谷川 同 一、若柳

同 一、梅崎 御覧一、藤ノ森

同 一、岩井沢 同 一、錦戸

同 一、瀧ノ上 同 一、西村

同 一、若宮 同 一、法伝

同 一、津谷川 御次一、末吉

一、若村 一、中沢

一、杉沢 一、下宮

一、中春

御厩向御供

村松静之助

諏訪部鎮次郎

曲木仙之助

大武藤助

鶴見忠兵衛

都築藤一郎

諏訪部鎮次郎支配

御馬乗

岡部献蔵

所半三郎

織田直吉

同見習

小川金之助

長谷川鍵三郎

村松静之助支配

竹田金次郎

鶴見七左衛門支配

井出兵作

曲木仙之助支配

中島督之助

諏訪部鎮次郎支配

爪髪役

岡本源助

御口之者

式拾老

内組頭式人

御馬飼

四拾老

十二月八日

一、当春之通御預馬 御上洛之節、為率申度段

書付差出候処、其通二而宜旨出羽守殿被申聞候、
(村松武義)

一、此度 御上洛二付、御供之面々へ旅御扶持被

下候、

一、米百式石四斗 御役高五百俵
御小性

但一日老米五合十六人扶持一培之積

り、日数四十日分、

文久三亥年十二月 連名

津野権次殿

花田武兵衛殿

松村徳之左殿

竹島東太郎殿

篠山金次郎殿

多田琉太郎殿

高田八左衛門殿

一、御上洛之節、

但御小性頭取部屋書物書物入、其外共当春

之通り、

春慶御長持 五棹

十二月三日

一、御上洛之節、御供方且御先へ罷越候面々等

惣テ晴雨二不拘陣笠可被相用候、

但銘々家来士分之外ハ菅笠等勝手次第相用

不苦候、

一、御在京中二条御城相詰候面々、布衣以上・以

下とも御料理ハ不被下候、銘々之旅宿より弁当

持参、奥向ハ御配被下候、布衣以下之者ハ諸向

共御賄料被下候事、

一、御上洛二付、御供之面々在京中并旅行之面々

殿中旅籠銭等、都而当年之通り、大坂表 御滞

留中ハ旅行通り之扱方、

十二月六日

御座船 大目付へ、御目付へ、

揚ヲ口

御勘定奉行 老

御普請役 老

御小性 四十人

御小納戸 四十人

御鉄砲方頭組共

老組

奥詰 二十人

奥御右筆組頭 老

御膳奉行 老

御膳向 五人

椀方六尺 三人

御医師 二人

御用部屋坊主 二人

奥坊主 三人

土圭間坊主 一人

御別艦

ヤ一ラ船

御書院番組 一人

同御番 但組共 五十人

御使番 老

奥詰 三十人

御医師 老

奥御右筆 老

御先払御徒 四人

土圭間坊主 老

御跡押御徒 四人

御道具持人 三十七人
内御徒二人

御別艦

朝陽丸

御供番御徒頭 老

御徒方 但組頭共 廿三人

小十人組 但組頭共 廿二人

小十人頭 老

御医師 壹人

御別艦
順動丸

御小性組番頭 壹人

同御番 壹人

御先手 壹人

御輿力同心 四十二人

御使番 壹人

御持小筒組之頭並 壹人

御先番御徒頭 壹人

同御徒 廿五人

但組頭共 奥詰方 三十人

御医師 壹人

十二月七日

一、御法令并下知状今日被 仰出候、

別紙^事火之時

一、自然火事之節、御坐所へ参上之役々、

御老中

若年寄

御側衆

大目付

御目付

一、御衣紋掛并二御次衣紋、御小納戸十人御

供致し候事、

一、御衣紋方松岡重三郎御供被 仰付候事、

一、人馬繼立之儀、銘々印鑑ヲ以雛形之通致

し、人馬引替遣ひ申候、

但別帳ニ認有之候ニ付略ス、

十二月十五日

御側衆へ、

人足式十人 御小性組番頭格

馬 三疋

人足拾一人 新御番頭格

馬 式疋

人足八人 御小性

馬 式疋 御小納戸

一、来ル廿三日出立之者泊割、

御側衆五人家来

御持小筒組之頭並但一小隊并家来

御小性 二十人 家来

御小納戸

一、同廿五日出立之者、

御小性家来今日も出立致候事、

但拙者家来荷物共今日出立為致候事、

一、同廿六日出立之者御小性家来出立致し候事、

十二月廿五日出立之者泊割、

川崎宿 藤沢宿

小田原宿 三嶋宿

由井宿 岡部宿

掛川宿 舞坂宿

御油宿 鳴海宿

桑名宿 関宿

水口宿 大津宿

右之通、委細ハ別帳ニ有之略ス、

同十八日

一、金七十両、

右者再度 御上洛ニ付拝借被 仰付候、尤仮手

形入置候事、

但子ノ十月九日本手形指入候事、

一、両掛一荷 御軍艦へ積入、大坂へ相廻申候、

十二月廿七日

一、五半時御供揃ニテ 御発途被遊候ニ付、御当

日当番之者ハ浜御庭江直々参揃候、四ツ時過端

舟江乗り、九半時過 御召船へ御先へ乗組居候、

御召船 翔鶴丸

御小性頭取

木村紀伊守

中川飛騨守

野村丹後守

御小性

大沢豊前守

木村備後守

山名佐渡守

池田伯耆守

室賀伊予守

榊原美濃守

酒井对馬守

諏訪甲斐守

新見相模守

金田英之助

一、今日四ツ時過、田安御仮御殿^御 御発途、浜

御庭へ被為 入候、二度目御膳上ル、無程御端

舟ニ而御同所 御出帆、八半時比品川沖へ被為

成、御召翔鶴丸へ 御乗船被遊、御同所へ 御碇泊被遊候、

同廿八日晴

一、朝五ツ時頃、品川沖 御出帆、四時過浦賀港江 御着船 御上陸、所々 御巡見、六ツ時前 御召船江 御移り 被遊 御碇泊、

同廿九日、少々風

一、朝五時比、浦賀港 御出帆、四時前より相模灘 御通船、八半時頃下田港へ 御着船、夫より 御上陸、同所海善寺へ 御立寄、夕刻御乗船被遊 御碇泊、

同晦日、風

一、今日烈風二付、下田港へ 御滞留、御上陸被遊、同所玉泉寺へ 御立寄、無程 出御、所々 御巡覽被遊、相濟海善寺へ 被為 入、同所へ 御一泊被遊候、
但御供之者夫々下宿へ参り支度等致し、明番之者ハ下宿へ泊り申候、

元治元子年

正月朔日、晴風

一、五半時比海善寺へ罷出、当番之者ト代り合、四時頃浜辺へ被為 入、御船祝砲打候ヲ 御覽被遊、所々 御一覽、同所へ御戻り被遊、御一泊被遊候、

同二日、晴風

一、今朝風模様宜敷相成候ニ付、五時頃同所港御出帆、伊豆之海御通船之処、又々西風強、御船へ浪打込動揺強候ニ付、俄二同所小浦湊へ御風待被遊、同所へ 御上陸、西林寺江御立寄被遊、所々 御一覽被遊、夕刻 御召船へ 被為 入 御一泊、

同三日

一、五時前 御船より 御先ニ 上陸致し、下宿支度等致し、西林寺江罷出ル、
一、五時過 御上陸被遊、風模様不宜候ニ付、同所へ 御一泊被遊候、

同四日、曇ル

一、今日風模様宜相成候ニ付、五時比 御乗船、同刻過小浦港 御出帆、遠州灘順風ニテ 御通船、夜五時比志州安乗港へ 御着船、同港江 御碇泊、

同五日、曇ル

一、今朝六時過安乗港 御出帆、八半時頃紀州大島港へ 御着船、夫より大島之寺院蓮生寺江御立寄被遊、直ニ鯨舟へ被為 召、同所串本村江 御上陸、錦江山無量寺へ七ツ時過被為 成 御一泊被遊候、

串本村無量寺江
紀州役人出張致居候、
御用人 大野蔵人
御先手物頭 岡山勘ヶ由

御目付 村上与十郎

一、大野蔵人御内々 御目見被 仰付 上意等有之、御召八丈島御反物被下置、跡二人ハ同所於庭 御目見被 仰付候、
一、明ヶ番之者ハ無量寺江 御先へ参り居被為成、直ニ下宿致し、当番之者ハ於同所入湯等致し候事、

同六日、風

一、朝五半時比大島港 御出帆、夕七ツ時比由良港江 御着船、一旦同所へ 御上陸、無程御召船へ御戻り被遊 御碇泊、明ヶ番之者御先へ乗組、同所へ紀州役人出張

御用人

三輪源十郎
御先手物頭 大沢五百次郎
御目付 久世三右衛門

同七日

一、今日ハ御供船御待合ニ付 御滞留、四時過昨日之通 御上陸、所々 御一覽、九ツ時頃散金寺へ被為 成、七ツ時過翔鶴丸へ御戻り被遊候、

同八日

一、今日六半時前由良港 御出帆、九時過撰州目印山沖へ 御着船、遠江守殿・右京亮殿始御出迎、八時比天保山へ 御上陸被遊、八半時比麒麟丸江

御乗船、安治川通 御通船、於同所御川船
土佐丸へ被為召、同所川筋堂島川より備前島へ
御着船、夫より御上り二相成、御駕籠ニテ追手
御門より桜御門御玄関江五ツ時前 御着城被遊
候、
一、夜五時頃下宿豊島門蔵ト旅宿へ泊り申候、尤
家来参り不申候間、一統同所ニ止宿致し候事、

同九日

一、今日例刻より旅行之服ニテ当番ニ出申候、
一、昨日 御入城之節、役当左之通り、

大坂御城江
御先番
目印山より
大坂へ
御先へ相越

飛驒守 (立花鑑寛)
豊前守 (大沢)
備後守 (石川)
相模守 (新見)
英之助 (金田)
讃岐守 (藤沢)
筑前守 (山名)
老岐守 (村松)
長門守 (松波)
道太郎 (木村)
紀伊守 (諏訪)
安房守 (諏訪)
丹後守 (野村貞三郎)
越前守 (竹田)
隱岐守 (大久保)
摂津守 (鈴木)
伊予守 (室賀)
佐渡守 (山名)

一、家来到着迄ハ六尺相勤候事、

同十一日

一、丹後守・隱岐守、紀州様へ御使相勤候事、
但御内々御使ニ候、被進之御品ハ持人へ持
セ参り候事、

右ニ付、御旅館へ参り、紀州様御小性頭取伊達
藏助へ逢ヒ、御口上申述候处、中納言様御前へ
被召出候ニ付、御口上之趣御直ニ申上候处、御
意之趣難有ト御直ニ御答有之候、
一、兩人へ御菓子御袴地老反も被下候、

同十四日

一、大阪御発駕ニ付、御先御供割左之通、

十三日御先
安房守 (諏訪)
長門守 (村松)
筑前守 (依田)
備後守 (石川)

伯耆守 (池田)
美濃守 (榑原)
土佐守 (戸田)
对馬守 (酒井)
甲斐守 (諏訪)
長門守 (松村)
郷右衛門 (木造)
鉾太郎 (飯塚)
勘ヶ由 (堀之助)

同日夕出立、京地へ、
御先

紀伊守 (木村)
佐渡守 (山名)
对馬守 (酒井)
駿河守 (平岩力)
信濃守 (松平)

同日夕八半時ヨリ登城、十四日御発駕御供

丹後守 (野村貞三郎)
隱岐守 (大久保)
越前守 (竹田)
豊前守 (大沢)
安芸守 (石谷)
伯耆守 (池田)
甲斐守 (諏訪)
日向守 (竹内)
元之丞 (中根)
右之通被 仰付名前、前後不同、
京地類割

同十五日泊り

壹番類

- 飛驒守(中川)
 - 讚岐守(藤次)
 - 越前守(竹田)
 - 豊前守(大沢)
 - 伊予守(室賀)
 - 撰津守(鈴木)
 - 美濃守(神原)
 - 老岐守(山名)
 - 土佐守(戸田)
 - 相模守(新見)
 - 甲斐守(諏訪)
 - 肥後守(前カ大沢)
 - 日向守(竹内)
 - 徳之助(能力)
 - 堀(堀)
- 同十六日泊り
- 二番類
- 紀伊守(木村)
 - 安房守(諏訪)
 - 丹後守(野村貫三郎)
 - 備後守(石川)
 - 隠岐守(大久保)
 - 佐渡守(山名)
 - 伯耆守(池田)
 - 筑前守(依田)
 - 対馬守(酒井)
 - 長門守(村松)
 - 駿河守(平岩)
 - 安芸守(石谷)

信濃守(松平)
元之丞(中根)

同十二日

一、紀州様御登城、御対顔有之候、御休息へ被為入、緩々御咄等も有之、御菓子御茶上ル、御給仕御小性、

同十四日

一、暁八半時御供揃ニ而七半時頃御供宜敷段申上り、御狭筥出御、召物触無之、無程出御、京橋口より備前島御上り場より二ノ御船へ被為召、淀川通被為成、

一、御玄関より被為成候二付、御先御頭取老人、御小性五人御付ケ御頭取老人、御小性二人、

御付御

丹後守(野村貫三郎)
日向守(竹田)
安芸守(石谷)

御船へ追手門ヨリ駈抜

越前守(竹田)
伯耆守(池田)
美濃守(神原)

一、朝六時前中御船へ御乗船、淀川筋御通船枚方宿辺ニ而淀川茶船差配人串餅一管入御覽候二付、くらわんか船へ

白銀 三枚 柱本煮完
茶船持舟共へ

一、前同様くらわんか船卜候、

白銀 三枚 淀茶差配人

并茶船稼トモ

右櫛餅二重入 御覽候二付、右之通り白銀被下、御小納戸頭取朝倉播磨守相渡し候、
一、六半時比伏見豊後橋より御上陸被遊、御役宅江御一泊被遊候、

一、伏見御役宅迄御供致し、直二下宿、与力何ノ国四郎宅へ宿り、同所へ家来呼出置候二付、侍老人・中間二人参り居候、

一、明日御供揃時刻左之通、

一番貝 西洋四字 七時半
二番貝 同五六ノ間六ツ時
三番貝 六半時

一、御道筋、伏見街道左へ、五条通り右へ、寺町通左へ、三条右へ、室町左江、二条通被為成、右之通御道書出候事、

同十五日

一、老番貝ニテ起、二番貝ニテ支度出来、御先へ伏見街道歩行ニ而参り、朝四時前旅宿へ着致し候事、

一、家来勘左衛門始一同東海道筋無滞去ル九日到着致し候段申出ル、

一、六半時比伏見御役宅 御発駕被遊候、御道書通り二条 御城へ九時 御入城被遊候、

一、四半時三条通り御徑進ニテ、役当之者御玄関江御出迎、虎之間御板縁ニテ 御下輿、大広間通御白書院より御休息へ 被為入 御上段 御着座、御三献左之通上ル

御初献
免々角昆布

同断勝栗
吹ちらし熨斗
(前後力)
肥後守
(大沢)

御二献

同断数ノ子

小角スミ 五種盛
甲立 相模守
(新見)

土器御臈煮

御三献

問土器 御吸物
下輪 土佐守
(戸田)

御土器

御銚子

御加 飛騨守
(中川)
相模守
(新見)

右之通差上相濟

一、八ツ時比 御座之間 出御御小袴丸御羽織 被為召、

一橋様 御対顔、年寄衆 御着城之恐悦被申上、

御下段 御着座、春嶽殿被出 上意有之、畢テ

入御、

一、同刻過御召物触前同断、御座之間 出御

御刀杖、上之御供其外諸大名被召出、相濟 御下段

立御 入御、

但入御之節御白書院御振合ニ付、御先立

御側衆被致候事、

同十六日

一、九時過 勅使参上ニ付、御衣冠毛貫形御太刀

上ル、勅使参向之節、御玄闔上拭板迄 御出迎

御誘引、大広間ニ而 御対顔被遊候事、

一、親王(隆仁後の明治天皇カ) 准后より 御口上之趣御同様相濟、勅

(鷹司政通)

使退去最前之通 御送り相濟 入御、

役当頭取

衣冠 竹田越前守

同御小性

同 四人

勅使

坊城大納言(俊克)
野々宮宰相中将(定功)

一、九半時過坊城大納言・野々宮宰相中将登 城、

御黒書院ニ而 御対顔被遊候、

右相濟、御下段 立御、

伝奏

家老

右棒者前へ置、一同平伏相濟 入御、

一、御着城恐悦出仕有之候事、

一、御板輿

右ハ、禁裏より被進候事、

同十八日

一、御跡廻り 御馬并御預り 御馬着ニ付、見廻

りニ参り候事、

一、禁裏より被進ニ相成候、御板輿為 御覽、御

麻上下被為 召、御表へ 被為 入候事、

同十九日

松平春嶽

島津三郎(久通)

伊達伊予入道(定紀)

右 御目見被 仰付、御座之間ニテ御菓子・御茶・

御料理等被下候事、

同廿日

一、今日 堂上方登 城、御座之間ニテ 御対顔、

御菓子・御茶等被下候事、

一、今夜五時比俄ニ 勅使参上、御衣冠被為 召、

御対顔御送り相濟、同人御白書院へ被通、前文

同様御菓子・御茶・御料理等被下候事、

同廿一日

一、五時御供揃ニテ二条御城 出御、御衣冠被為

召、初テ之 御参 内、高倉侍(永祐)被参、御衣紋

差上申候、

但御下重子上ル、御太刀毛拔形、

一、此程 御拝領之 御板輿 被為 召候事、

一、初テ之 御参 内被為濟候ニ付、恐悦申上候事、

同廿二日

一、初テ之 御参 内之節、供奉相勤候諸大名六

側ニ被 召出、上意有之候事、

一、中納言様へ 御休息ニ而 御対顔、御料理御

菓子被進 御手自御側簞笥被進候、

同廿三日

一、松平下野守

細川良之助(長岡護美)

同澄之助(細川護久)

右被 召出、御菓子・御料理被下候事、

同廿四日

- 一、年頭之 勅使参向、大表 出御 御対顔被遊候事、
- 一、勅使自分御礼申上候二付、御直衣 御召替被遊、御対顔有之候事、
- 一、勅使之節ハ役当、衣冠自分、年頭御礼之節ハ大紋ニ而相勤候、

同廿五日

- 一、両本願寺門跡参上ニ付、御熨斗目・御半上下ニテ 御対顔被遊候事、
- 一、左之御品々 思召ニテ肥後守(松平春保)・大和守(松平直克)へ被下候事、
- 一、縞縮緬 三反
- 御目録書ニテ 松平肥後守
- 一、御鞍鑑 金老万両
- 一、縞縮緬 三反 松平大和守

右之通、

同廿七日

- 一、今日四時御供揃ニテ、施薬院へ被為 成、御衣冠御下重無之、毛貫形御太刀差上、御参 内被遊候、
- 但高倉侍(永帖)從罷出、御衣紋差上ル、土御門(晴維)罷出 御身固差上ル、

同廿九日

- 一、九半時過 御小直衣被為 召、大広間 出御、御上段 御着座、

高辻少納言(修長)

- 御位記入 御覽、箱持之、於御下段入 御覽、直二 入御、
- 一、中納言様へ 御対顔、御三所物 御鏝、
- 右被進候、

二月朔日

- 一、御休息ニ於テ中納言様へ 御対顔、御料理被進、御半ニテ松平春嶽殿被出、御同様御下ケ之御印籠被進被下候、
- 金地日ノ出二鶴 御印籠 中納言様へ、
- 金地御印籠 春嶽殿へ、
- 右御手自被進被下候事、

同二日

- 一、今日 御城内 御覽、所々御廻り被遊、当番・明番共御供被 仰付候事、
- 一、稻葉長門守御休息ニテ 御目見被 仰付、左之御品々被下候事、
- 八丈島 二反
- 御印籠 金三百両

但御印籠へ御目録、

同三日

- 一、今日紀州様御旅館へ御旅中御安否御尋被仰進候御使相勤ル、
- 被進物
- 一、御交着、木地台積

一、御菓子、御杉重

- 右御使御口上之趣、御用人広田李之右衛門へ申演候処、中納言様御直ニ御礼被 仰上候二付、御前へ罷出候様、津田三助申聞、御目見仕候処、右御礼御直ニ被 仰上候間、其段入 御聴御用掛衆へも申上置候、

同四日

- 一、御厩曲輪於御馬場御乗馬有之候、明番二付居残申候、
- 一、(アキママ)

- 去月廿七日 御参 内被遊候処、神武天皇御陵(60)当節御修補御成功ニ至、深宸賞被為、在従一位可有 宣下 御内意被 仰出候処、此度 御転任被 仰出候上之儀ニ付、御辞退被為 在候得共、格別ニ 思召ヲ以被 仰出候義ニ付、宣旨被遊 御頂戴候、此段申達候様 御意ニ候、右之通出仕之面々へ於席々和泉守申達候、老中列坐、
- 一、(アキママ)
- 一、来ル七日泉湧寺(61) 御参詣、
- 御供揃 五ツ時、
- 右之通被 仰出候、
- 御道書

御道書

- 一、二条 御城東御門左へ、二条通り右へ、室町通寺町通り左へ、五条橋御渡り右へ、伏見街道左へ、大路橋御渡り、泉涌寺表門、還御御道筋同断、

同五日

松平春嶽

島津大隅守(久光)
伊達伊予守(宗城)
右御休息へ被召出御用等有之、三人へ御菓子・御茶被下、尤御給仕御小性ニテ致し、思召ヲ以大隅守・伊予守兩人へ御提ケ之御印籠 御手自被下候事、

同六日

一、奥御稽古場ニテ詰合、講武所之者劔術試合被仰付、御覽濟、
小菊 一束
御下緒 一掛
扇子 二本ツ、

右之通被下候事、

一、左之御品々(徳川茂孝)紀州様より御内々伊達内蔵助を以御上ケ 被遊度、旅宿へ同人参り申聞候間、直々登城入 御覽候、其段下野守殿(十崎朝昌カ)へも申上置候、

一、御印籠
一、御羽箒
一、鴈 六羽
右之通り、

同七日

一、今日五時御供揃ニテ 御直衣御表宜しき段申上り、出御、

殿中役当
熨斗目半袴
御先立 戸田土佐守
御刀 木造肥後守

御太刀 大久保隠岐守

泉湧寺役当
御衣紋兼
野村丹後守

御先勤 諏訪甲斐守

御手水兼 新見相模守

金田日向守

大紋

御唐門内
御手傘兼
溝口出羽守

大紋御小納戸

御傘 服部筑後守(常純カ)

諏訪安房守

酒井对馬守

御途中 村松出羽守

永田駿河守

松波安芸守

飯塚信濃守

中根若狭守

一、路次悪敷、わらじ白足袋相用申候、

一、四半時比泉涌寺へ被為 成、御休息ニテ御櫛

御衣冠被為 召(毛貫形)上ル、伝奏野宮宰相中将・

勤修寺左小弁兩人召出し有之御対顔、御正面

少々横 御座所相濟テ 御正面ニ御通被遊、長

老始 御目見有之、御都合宜敷段申上り、伝奏

御先立ニテ御開基四条院 御影堂へ 御拜、夫

より 御位牌所へ被為 入、夫より 御廟へ

御参詣、相濟テ御休息ニテ 御直垂 御召替、

御供宜しき段申上り、同所玄関より 出御、八

半時過二条 御城へ 還御、

一、御手水ハ 御影堂へ 被為 入候節上ル、夫より 御廟へ被為 入候節差上候事、
一、泉湧寺御太刀ハ取扱高家致し候事、

同九日

一、旅御扶持三十日分被下候事、

一、八半時比紀州様御登城、御休息ニ而 御対

顔、種々御咄等有之、御菓子・御茶上ル、御給

仕御小性、御同所様御国元より御取寄セ之御干

菓子御持参、御前ニテ 御膳番御開御試致し候

上、中納言様にも御試、公方様へ御上ケニ相成、

相濟テ劔術稽古場へ 御同道ニ而 被為 入、

奥詰劔術試合御覽被遊、紀州様より被為進候御

台様之品々 御前ニテ奥詰之者江被下、相濟テ

御休息へ 被為 入、御酒・御吸物上ル、御小

納戸御給仕御酌ハ御小性之方相勤ル、御半ニ

テ 御手自御文具被為 進、御黒書院へ 被為

入御、同所ニテ中納言様へ会席御料理被為進、

御小納戸御給仕致し、其節丹後守・伊予守・

土佐守・長門守御相手ニ罷出、六半時過御退散、

同十日

一、九時過 御黒書院へ 出御、御上段ニテ

知恩院宮へ 御対顔被遊候事、

一、八ツ時過 御座之間御替序御黒書院出御、御下

段御着座、

松平肥後守(松平容保)

家来

右被 召出被 仰含事有之、相濟テ 入御、

一、同刻過御厩御馬場へ被為 入 御、乗馬被遊候、明番二付居残り候事、

同十一日

一、今日御番方劔術試合 御覽、御好等有之、於御前左之通被下候事、

一、御扇子 三本
一、小菊 五帖

御好之者へ

一、御扇子 三本
一、小菊 五状

右之通り、

同十二日

一、五時御玄閑より 出御、御管笠被為 召、御道書之通金地院へ被為 成候、

役当

野村丹後守(貞三郎)

本願寺ニテ襦高

袴平服着替、

枳殻御殿へ

御供、

大久保隱岐守

鈴木撰津守

大久保老岐守

新見相模守

木造肥後守

諏訪安房守

山名佐渡守

村松長門守

飯塚信濃守

中根若狭守長袴

中川飛驒守

知恩院より御先番

御刀

智恩院御先番ヨリ兼

枳殻御殿へ平服襦高、

袴白足袋着替御先番

大沢豊前守

木村備後守

榊原美濃守長袴

中川飛驒守

木村備後守

室賀伊予守(正卷)

池田伯耆守

一、二条御城御唐門内より 御乗馬、梅崎金地院唐

門外ニテ 御下馬、夫より方丈駕籠方被為 入、

御休息ニテ 御長麻御上下ニ 御召替、無程御

内通し 被為 成、御透門内ニテ御手水上ル、

御縁り付ニテ御括り下し、御宮へ 御参詣、相

濟テ御休息へ被為 入、御供宜敷段申上り、御

駕籠台より 御駕籠へ被為 召、知恩院へ 被

為 成御下輿、知恩院宮同所へ 御出迎ニ 御

対顔、夫より御休息江被為 入、無程 御位牌

所江 御参詣、相濟テ御麻御襦・高袴ニ御召替、

御下段ニ而宮様へ 御対顔、相濟大僧正初 御

目見有之、無程本堂へ被為 入、神祖之御木

像・ 台徳院様(貞) 伝通院様(貞) 御木像 御拝

夫より所々 御覽被遊、一旦御休息へ 被為

入御宜段申上り、御車寄ヨリ 御歩行ニテ出御、

同所黒門前より御乗馬、梅崎東本願寺へ 被為

成、同所玄閑門外ニテ 御下馬ニ相成、九時過

玄閑脇駕籠台方被為 成、其節一橋様御年寄衆

御出迎、廊下折曲り候処へ御門跡・新門跡御出

迎、夫より御先立ニテ御休息、御下段ニ而御開

き、公方様ニハ御上段附書院之方へ御着座、御

門跡御上段へ被出 御対顔、其節一橋様御年寄

衆被出、御咄等も有之候、御休息御廊下より新々

御門跡御先立ニテ本堂へ 被為入、本尊等 御

同所 御通抜、御宮へ 被為 成、御唐門内ニ

テ御手水上ル、御参詣、夫より元御道通り、御

門跡御先立ニ而御休息へ被為 入候、

一、金地院 御宮へ 御参詣之節ハ御刀・長袴、本

願寺 御宮へ 御御参詣之節ハ半袴ニ而相勤ル、

一、九半時比より枳殻御殿へ 被為 成、御駕籠台

方御上りニ相成、同所迄御門跡御出迎、御先立

ニテ御休息へ 被為 入御対顔、夫より奥坐敷

ニテ无上覚院へ 御対願、夫より同所庭へ 被

為 入、所々 御覽、一橋様・春嶽殿・御老若

御供致し、尤新御門跡御先立ニ而、所々御順覽

相濟、御上りニ相成、御二階ニ而御料理・御酒・

御肴海山之御馳走御膳上ル、中納言様御同座、

御膳御料理春嶽殿御老若へも被下、御側向江も

御門跡御酌ニテ御酒被下、御供表御役人坊主共

迄、於庭御酒被下有之、夕七半時比御供下りニ

相成、同所ニ出御、夫方御道書之通二条 御城

へ 還御被 遊候、

同十三日

一、中納言様へ御休息ニ而 御対顔、御料理出、

御手自御袴地五反御目錄ニ而被遣候、春嶽殿へ

御召御袴二具被下候事、

同十四日

一、神劔写波平行平 御刀一腰

右島津大隅守上ル、

一、今日不時之 御参 内被遊候、
但高倉侍(永徳)從罷出候、明番より 御先へ 施菓
院へ 参り居、御衣紋濟退出、

同十五日

一、御座之間 出御、 松平春嶽

守護職被 仰付之、

松平肥後守(容保)

軍事総裁職被仰付之、

一、御在京中頭取老人附添、出張申合、劔術稽
古致し度、下野守殿へ御咄申上候処、宜敷旨
被申聞候、

同十六日

一、御休息へ松平春嶽殿被差出、大蔵大輔と名被下、

御手自御短刀美濃守 兼道 被下候事、

一、松平肥後守御休息へ被召出 御懇之上意有
之、御手自御拵付御刀備前国 秀光 被下、相濟引、

同十七日

一、今日五半時より 御乗馬 被遊候、当番二付
早出致候事、

一、毎月

一、二七 会読

一、四九 輪講

右定日出席之事、

但御小性・御小納戸共重立并世話之者、当
番・明ヶ番共銘々可罷出候事、

一、定日之分秋月右京亮殿・林大学頭等所々出席
之事、

一、定日御用不被為 在候節ハ、可成丈 出御被遊、
御会読・御輪講等一同 可被遊候事、

一、一ヶ月両三度詩文会可仕候、御題ハ 思召ニテ
被 仰付候事も有之候事、

侍文会之節ハ猶々 思召ヲ以 御菓子被下候
事、

右之通下野守殿被御申聞候、

同十八日

一、今日於 御廐、一橋様・橋本中納言御一所ニ
御乗馬被遊候処、天气相二而御延引ニ相成候事、

一、禁裏より左之御品ヲ 被為 進候、

一、青目籠 御肴

一、御火鉢 一对

一、御文庫 二

一、御菓子 一台

御使

土山淡路守

准后より被為 進候御品

一、御衝立 一

一、純子 三反

御杉重

一、御菓子 一組

御使

右同断

親王より被為 進候御品

一、御屏風 一双

御使

右同人

一、七時過、於御休息橋本中納言 御対顔、御茶・
御菓子等被下、相濟、御吸物・御肴・御酒被下、御
小納戸給仕ニ而持出ル、上江も同様上ル、一橋様・
大蔵大輔・肥後守御相伴、夫々御肴出、御酌ハ平御
小性ニ而相勤、御医師御取持ニ出ル、御膳被下、相
濟テ 御手目録白羽二重被下置、一同六ツ時過退散
候事、

【翻刻注】

- (1) 現在の東京都品川区北品川に所在する臨濟宗大徳寺派の寺院。寛永一五年（一六三八）に徳川家光によって創建された『日本国語大辞典〔第二版〕』以下、『日国』とする。
- (2) 現在の静岡市駿河区根古屋にある東照大権現（徳川家康）を主神とする神社。久能山東照宮と呼ばれる。元和二年（一六一六）に家康の遺骨が埋葬された。翌年、日光に改葬された後は、故地として東照社が創建された『日国』。
- (3) 久能山東照宮の学頭（諸大寺等の学事を統括するもの）『和漢三才図会』『日国』。
- (4) 近世、京都御所の北西にあった施設であり、参内における更衣装束の所とされた『徳川諸家系譜 第二』。
- (5) 現在の京都市左京区にある下鴨神社（賀茂御祖神社）のこと『日国』。
- (6) 現在の京都市北区にある上賀茂神社（賀茂別雷神社）のこと『日国』。
- (7) 現在の京都府八幡市にある石清水八幡宮のこと。旧称は男山八幡宮『日国』。
- (8) 石清水八幡宮が所在する男山の北にあった宿場（現在の京都府八幡市橋本）『日本歴史地名大系』以下、『歴史』とする。
- (9) 大川（旧淀川）に架かる天満橋と天神橋の中間にあった船着場（現在の大阪市東区京橋二・三丁目）『歴史』。
- (10) 現在の大阪府を流れる旧淀川の本流のうち、中ノ島に沿う堂島川と土佐堀川の合流点から大阪湾に注ぐまでの部分。貞享元年（一六八四）に淀川の治水のために開削された『歴史』。
- (11) 天保二年（一八三一）、安治川の浚渫土を積み上げて形成された小山（現在の大阪府港区）『歴史』。
- (12) 現在の大阪府北西部を流れる淀川水系に属する河川『歴史』。
- (13) 現在の大阪府西成区の東部で旧住吉街道（紀州街道）に面する地域『日国』。
- (14) 現在の和歌山市加太の西方、紀淡海峡にある四つからなる島（地ノ島、沖ノ島、虎島、神島）の総称『歴史』。
- (15) 旧深山村（現在の和歌山県大川）における、北東は和泉国に接し太平洋に臨む入江『歴史』。
- (16) 紀伊国海部郡旧加太村（現在の和歌山市加太）に同定される。西と南側が海に面する。西方の海場には友ヶ島が浮かぶ『歴史』。
- (17) 現在の和歌山市加太にある淡島神社。紀州加太淡島神社とも呼ばれる。江戸時代には加太神社とも称された『歴史』。
- (18) 『南紀徳川史』以下、『南紀』とする。には、『勝野流由緒書』と『勝野流火炮圖』が掲載されている。
- (19) 天保山は廻船が入津する際の目標となったことから、目印山（目標山）とも呼ばれた『歴史』。
- (20) 現在の和歌山市和歌浦中三丁目にある神社。徳川家康と初代の紀州藩主・徳川頼宣を祀る。和歌浦東照宮、紀州東照宮と呼ばれる『歴史』。
- (21) 現在の和歌山県海草郡下津町に所在する天台宗の寺院。紀州徳川家における歴代の菩提所『日国』。
- (22) 元和七年（一六二二）、和歌浦東照宮の創建に伴って建立された別当寺・天曜寺の院号、一般の称『歴史』。
- (23) 和歌山藩第一一代藩主徳川斉順の院号。家茂は、斉順の長子に当たる『国史』。
- (24) 和歌山藩第一二代藩主徳川斉彊の院号『南紀』。
- (25) 徳川斉順の正室の院号『南紀』。
- (26) 和歌山藩初代藩主を務めた徳川頼宣の院号『南紀』。
- (27) 明石海峡の最狭部に当たる瀬戸内海に面した地域（現在の神戸市垂水区東舞子町）『歴史』。
- (28) 和歌山県北西部と徳島県東北海岸、淡路島との間の狭まった海域・紀淡海峡もしくは由良ノ瀬戸の古称『日本大百科全書』『国史』。
- (29) 近世に刀剣の研磨、浄拭、鑑定を生業とした家柄『本阿弥行状記』。
- (30) 京都府内を流れる宇治川・桂川・木津川の三川が合流し、大阪平野を南西に流下して、大阪湾に注ぎ出る河川『日国』。
- (31) 寝屋川に並行して流れる鯉江川に浮かぶ島。公儀橋・備前島橋が架けられていた。備前島町（現在の大阪府都島区網島町、東区京橋一〜二丁目）にあったが、鯉江川は昭和初期に埋め立てられた『歴史』。
- (32) 現在の和歌山県日高郡由良町に流れる由良川の河口にある横浜の付近に比定される地域『歴史』。

- (33) 紀伊半島の南端に当たる現在の和歌山県西牟婁郡串本町の潮岬から東側の太平洋に向かう海域(熊野灘)に面する漁港の一つ『歴地』。
- (34) 現在の和歌山県西牟婁郡串本町にある、臨済宗東福寺虎関派の寺院『金谷上人行状記 ある奇僧の半生』。
- (35) 現在の東京都品川区の東京湾に接する東部の沖合。古くは品川浦などと呼ばれた『歴地』。
- (36) 現在の東京都中央区にある浜離宮庭園『国史』。
- (37) 「水野忠精日記」文久三年十一月二十六日条によると、江戸城本丸の焼失に伴い家茂と和子は、徳川御三卿の「田安御屋形引移被遊候」とある(大口勇次郎監修『水野忠精 幕末老中日記』第六卷、一九九九年、ゆまに書房)。
- (38) 現在の神奈川県横須賀市東部にある港『歴地』。
- (39) 静岡県の伊豆半島の南端と伊豆大島、神奈川県の三浦半島の南端を結んだ線の内側の海域『日本大百科全書』。
- (40) 伊豆半島の南東部に位置し、稲梓川と稲生沢川が合流して注ぐ河口の港『歴地』。
- (41) 現在の静岡県下田市柿崎にある曹洞宗の寺。その境内は南に下田港を臨む位置にある『歴地』。
- (42) 現在の静岡県下田市一丁目にある浄土宗の寺院『歴地』。
- (43) 駿河湾に臨む旧子浦村(現在の静岡県賀茂郡南伊豆町子浦)の港『歴地』。
- (44) 旧子浦村に所在する浄土宗の寺院『歴地』。
- (45) 静岡県の御前崎と愛知県の渥美半島を繋ぐ海域『歴地』。
- (46) 現在の三重県志摩郡阿児町の安乗崎にある港。志州四箇津(安乗・鳥羽・浜島・超賀)の一つ『歴地』。
- (47) 現在の和歌山県串本町大島にある臨済宗東福寺派の寺院『歴地』。
- (48) 現在の和歌山県西牟婁郡串本町『歴地』。
- (49) 現在の串本町串本にある臨済宗東福寺派の寺院『歴地』。
- (50) 現在の東京都八丈支庁八丈町にある南部伊豆諸島の中で最大の島『歴地』。
- (51) 現在の大阪市北区の中之島北側を流れる旧淀川の本流。同島の西端で土佐堀川と合流して安治川になる『歴地』。
- (52) 大坂城の正門(大手門)『解説版 新指定重要文化財 一三 建造物Ⅲ』。
- (53) 大坂城本丸の正門(前掲書)。
- (54) 大坂城天守の西北に位置する京橋門の出入口『江戸参府紀行』。
- (55) 現在の大坂府枚方市にあった、京と大坂を結ぶ淀川左岸に沿って通じる京街道の宿駅『歴地』。
- (56) 近世に京都の伏見と大坂との間を就航した三十石船の乗客に対し、大坂の枚方を中心とする流域において、酒や食物を押し売りした煮売船『歴地』。
- (57) 現在の京都市伏見区向島の宇治川に架かっていた橋『歴地』。
- (58) 現在の京都市東山区本町一丁目(五条橋口)から旧伏見町までの街道『歴地』。
- (59) 東本願寺(浄土真宗大谷派)と西本願寺(浄土真宗本願寺派)のこと。
- (60) 第一の天皇と伝えられる神武天皇の陵墓。所在地には諸説あるが、文久三年、勅裁により畝傍山の東北に位置する旧慈明寺村の神武田(現在の奈良県橿原市慈明寺町)にある小丘を陵として、修理が施された『国史』。当該箇所は、老中の井上河内守正直が老中・水野忠精ら三名に対して、將軍家茂の従一位宣下の賀詞を伝えた書(元治元年二月一三日付け)と同様である(外池昇「江戸城多聞櫓文書にみる「文久の修陵」調布学園女子短期大学『調布日本文化』八号、一九九八年、一〇七・八頁)。
- (61) 現在の京都市東山区泉湧寺山内町にある真言宗泉涌寺派の寺院『日国』。
- (62) 江戸時代の末期に幕府が設置した武術の練習場『日国』。
- (63) 現在の京都市下京区東玉水町に所在する東本願寺の別邸。涉成院、東殿とも呼ばれた『日国』。
- (64) 現在の京都市左京区南禅寺福地町に所在する臨済宗南禅寺の塔頭『日国』。
- (65) 第二代將軍・徳川秀忠の院号『日国』。
- (66) 初代將軍・徳川家康の生母「お大」の院号『国史』。

【史料紹介 解説】

1 「昭徳公事蹟」の成り立ち

「昭徳公事蹟」(以下「事蹟」とする)は、一四代将軍・徳川家茂(二八四六-六六)の小姓頭取衆を勤めた野村丹後守貫三郎^②が著した記録を、太政官修史館^③が書写したものである。野村は、家茂が将軍になる際に、紀州から近侍として江戸へ上った者の一人である。「事蹟」は、本編九巻と附録一巻からなる計一〇巻から構成される(表1)。記録の期間は、もともと和歌山藩主であった家茂が将軍に就いた安政五年(一八五八)の翌年正月から病没するひと月前の慶応二年(一八六六)年六月である。

「事蹟」のうち、二条城に関する範囲は以下の通りである。「事蹟」巻三「初度御上洛之記第一、再度御上洛之記第二」には、文久二年(一八六二)一〇月二日から元治元年(一八六四)二月一八日迄の出来事が記される。この巻では、一回目の上洛準備から帰府、二回目の上洛準備から京都滞在中の二か月弱の出来事が取り上げられる。

文久三年の一回目は、寛永十一年(一六三四)に三代将軍家光(一六〇四-五二)が訪れて以来、将軍として三十九年振りの上洛かつ二条城への入城であった。

「事蹟」巻四は、「二度目御上洛之記」と題され、元治元年二月一九日から六月一-二日迄のことが記述される。慶応元年閏五月二日から十一月三日迄の約半年にわたる三度目の上洛については、「事蹟」巻七・八「毛利大膳征伐之記」に記載される。家茂は、将軍に就き亡くなる八年間において、三年続いて上洛し二条城に滞在したことになる。

「事蹟」と同じく野村の記録を用いて編集した史料に、「御小姓頭取野村丹後守筆記」(以下、「筆記」とする)がある。「筆記」は、堀内信が編纂した『南紀徳川史』に収録される。堀内は、野村が将軍に近侍した時代の記録を有していることを知り、野村の住まいがある富士見町を訪れた。ところが野村は重病であり会えなかったばかりか、間もなくして亡くなった。堀内は、野村の家の者へ旧時の記録がないか尋ねた。明治二九年(一八九六)の冬、野村の自筆によ

る二冊の記録が残っていることを知った。堀内は、それらの資料が家茂の将軍在任時における、幕府の政務を窺い知る上で重要な記録であり、後世に伝えたいわけにはならないと考えたという。堀内曰く、「筆記」は「自記原稿の儘なる」ものに基づいて作成されている。

「筆記」は「事蹟」と照らし合わせると、「事蹟」巻一と巻二の一部、巻九の内容と同様である(表2)。「事蹟」のうち巻一・二は、いわば巻三以降の概要版となっている。例えば「事蹟」巻三に該当する箇所を巻一と照合すれば、巻三に記載された日数が一〇五日に対して巻一は三四日と、内容が省略されている。いわば「筆記」は「事蹟」の概要版を再構成して成立している。

「事蹟」の巻一・二は、多くの場合、巻三以降の内容を省略するか、複数の日の出来事をまとめて記述している。しかし一方で、元治元年四月二八日の記述などのように、巻二の方が巻三よりも詳しく記述されている箇所もある。さらには、巻三に認められないが「筆記」には記述されている日数が一三日ある。

以上のことから「事蹟」には、その大元となった手記が別にあつた可能性がある。「昭徳公事蹟」と同時期に記された家茂の上洛に関する記録は、数多くある。一例を挙げると、幕府の重臣の立場で書かれたものでは、老中の水野忠精、尾張徳川家当主の徳川慶勝、元福井藩主の松平春嶽の日記などがある。

2 「昭徳公事蹟」巻三の概要

本編では、紙面の都合上、「事蹟」巻三に所収された「初度御上洛之記第一」と「再度上洛之記第二」を掲載した。

(1) 初度御上洛之記第一

① 第一回目の上洛と滞京の期間

書き始めは、文久二年(一八六二)一〇月二日であり、徳川家茂による翌年の上洛に向けた準備の段階より記される。

時に江戸幕府では、安政一五年(一八五八)に大老の井伊直弼が、日米修好通商条約を締結していた。それは孝明天皇(一八三一-一六六)の勅許を得ずに進められたものであった。天皇は、意に沿わない条約に反対すると共に攘夷論を主張した。幕府に対しては、海防の強化を唱えていた。一方、天皇は公武合

体を意図して、文久二年二月に妹の親子親王(和宮)を家茂へ降嫁させた。朝幕関係が揺れ動く最中の同九月、家茂による上洛の意志は示された。⁽¹⁶⁾

上洛に当っては、江戸城において將軍に近侍する者たちが供奉した。文久三年一月二二日の時点では、陸路と海路に分かれて上洛が行われる予定であった。小姓のうち野村らは、家茂と共に御召船(蒸気船)に乗ることになっていた。最終的に家茂は、陸路の東海道を選んだ。⁽¹⁷⁾

この時に供奉した者たちは、『御上洛御供奉御用掛』や「御上洛御用掛供奉御役人附」(図1)に記載されており、野村貫三郎をはじめとする「事蹟」に掲載された人物との照合ができる。供奉した者たちは、位や職種・立場に関わらず多岐にわたり、大番や勘定奉行、作事方、鷹匠、絵師、坊主衆などがいた(表3)。家茂が江戸城を出発したのは、二月一三日であった。⁽¹⁸⁾ 同二日、駿府城に立ち寄った際には、初代將軍・家康が最初に埋葬された久能山東照宮への参詣が行われた。春先の三月四日、家茂は京都に到着して二条城に入った(図2)。当初、滞京の期間は十日間の予定であったが、三月一七日の時点では二日に延長することになった。それが勅諭によって延引し、さらに朝廷の意向を汲んで二三日まで伸びた後、帰府は一旦取り止めとなった。⁽²⁰⁾ 結局、六月三日に帰府の許しを得るために参内し、家茂が京都を出発できたのは六月九日であった。その後、大坂城を出発したのが六月一三日、江戸に到着したのは真夏の六月一六日であった。結果として一回目の滞京は、九五日間に及んだ。

②参内

家茂が初めて参内したのは、三月七日のことであった。この時の家茂は歓待を受けつつ、攘夷の為の策略や期限などについて問われた。降嫁した和子の安否も聞かれた。⁽²¹⁾ その後も同一・一九・二二日、四月二・四日、五月一八日、六月三日に参内が行われた。参内の際には、御所の北西にあった施薬院に立ち寄り、衣冠が改められた。四月二日に参内した際には、天皇より馬を拝領している。⁽²²⁾

五月二〇日には、尊王攘夷派の公卿であった姉小路公知(一八三九・六三二)が御所北面の朔平門外にて殺害された。⁽²³⁾ 將軍の滞京中に殿上人が御所近辺で暗殺されたことは、朝幕関係の一大事であった。御所周りの門は各藩に振り分け固められ、同月二五日には十萬石以上の大名へ京都の警衛の命が下された。⁽²⁴⁾

③御成

家茂は参内に加え、二条城から出掛けた。三月一日には、攘夷の親征を兼ねて、孝明天皇による上賀茂・下鴨神社への行幸に仕えた。⁽²⁵⁾ 続いて四月一日には、石清水社への行幸が行われた。それは、攘夷の奮起を促す意味合いを持った。⁽²⁶⁾ 一橋慶喜が警衛の武士が随行した。家茂は病により供奉しなかった。⁽²⁷⁾

四月二日、家茂は日を改めて石清水社を参詣した。その後、橋本宿より乗船して淀川を下り、大坂八軒家より上陸して大坂城へ入った。二三・二六日には、船で大阪湾や神崎川辺りの台場などを巡視した。

四月二八日から五月四日にかけての六日間は、大坂から和歌山、兵庫、徳島の瀬戸内海・太平洋沿岸に海防の強化を目的として設置された、砲台等の巡視に出かけた。家茂は馬に乗って大坂城を出発した。天王寺經由で泉州に至り、船に乗り込んで大阪湾と紀州半島の沿岸を巡った。家茂は、出身の地である紀州等の所々を巡視した。その一方で野村は、名代として和歌宮(神社)の参詣や南紀徳川家の菩提寺である長保寺で先祖参りに勤めた。家茂は、五月十日に二条城へ戻った。

④二条城の利用

二之丸御殿では、徳川御三家や、家茂の後見職を務めた一橋慶喜(一八三七・一九一三、後の一五代將軍・徳川慶喜)ら重臣との対面が行われた。三月一日には勅使を受け入れた。四月三日には、黒書院で西本願寺の門跡らと対面した。

三月八日には、城内における武器類の確認が行われた。同月一二・二〇・二八日、四月四日には、厩曲輪にて乗馬がなされた。そのうち四月四日については、一橋慶喜や京都守護職の松平容保(一八三六―一九三二)らも乗馬に加わった。

⑤海路による帰府

三月二二日の時点では、東海道筋より江戸に戻ることが予定されていた。⁽²⁸⁾ 六月一三日、大坂城を出発した家茂は、川船で大阪湾へ出て蒸気船に乗り換え、紀州半島周りで江戸へ向かって出航した。同一六日には品川沖へと至り、端舟(小舟)に乗り換えて浜御庭より上陸した後、江戸城に帰着した。

①第二回の上洛

(2) 再度御上洛之記第二

書き出しは、文久三年一月一日である。二回目の上洛は海路を採ることに
なった。総裁職から老中、若年寄を始めとして、小姓、小納戸衆、腰物方、研
師などに至るまで供奉人が記される。船団は、御座舟一隻と特別艦三隻から構
成された。上洛に当たっては、二〇数頭の馬が先回りで手配され、馬の世話役
たちが同行した。一部の御側衆と小姓らは、東海道を使い陸路で上洛した。

文久三年二月二七日、家茂は、その前月に焼亡した江戸城本丸・二之丸に
代わって居所としていた田安仮御殿を出発した。浜御庭を経由して品川沖より
蒸気船に乗り、紀州半島周りで大坂湾に至る航路は、初度の復路と同様である。
大坂城に到着したのは、翌年一月の八日であった。一四日には大坂城を出発し、
伏見の役宅にて一泊した後、翌日の正午頃には二条城へ入った(図2)。なお再
度上洛の記録では、天候の変化や立ち寄り先など航海の様子が事細かに記され
ている。

② 参内と御成

家茂の参内は一月二一・二二・二七日、二月一四日に行われた。一月二七日の
参内の際には、孝明天皇が従一位の宣下の意を家茂へ伝えた、勅書によると叙
位の理由には、神武天皇陵の整備に対する功績が挙げられている。家茂は、一
旦辞退しようとしたが、格別な思召により、同二九日に宣下を受けること
になった。二月四日には、將軍が従一位に叙せられたことについて、老中より
野村ら出仕の者たちへ向けて報告がなされた。

家茂による御成は、二月七日の泉涌寺、同二二日の南禅寺塔頭・金地院と知
恩院、東本願寺及び枳殻邸を対象地として挙行された。

③ 二条城の利用

文久四年一月一五日の正午頃、家茂が二条城に入った際は、輿に乗ったまま
玄關より二之丸御殿に入った。家茂は、虎の間(遠侍三の間)南面の板縁で輿
を下り、大広間から白書院を通って、御休息(奥向きの居間)の上段に着座した。
同所では三献の儀が行われた。八時には御座の間に出て、一橋慶喜や年寄衆ら
と着城に伴う対面が行われた。時期をずらして、他の大名との対面が行われた。
翌一六日の九時過ぎに勅使が登城した際には、大広間において対面が行われ
た。その半時後に坊城俊克ら公卿が登城し、黒書院で対面がなされた。この時

には、御所より板輿を賜っている。

前述の二日間の記述の中には、二之丸御殿の室として、虎の間・大広間・白書院・
御休息・御座の間・黒書院の表記が見られる。表4は、家茂を中心として各室
を使った月日、用途、滞在した人々を取りまとめたものである。

上洛に供奉した者たちが、二条城に詰める際は、御目見の身分かそれ以下に
関わらず料理は原則として出なかった。それゆえ、弁当は各自が旅宿より持参
しなければならなかった。一方、奥向の者たちには料理が出された。ここから
台所が使われていたことが窺い知れる。

(3) 結び

文久三年三月四日、徳川家茂は、東海道を通って上洛し二九年振りに將軍
として二条城に入った。將軍不在の間、二条城を職務の地とした二条在番は、
文久二年閏八月の二条定番の設置に伴って廃止されていた(『柳營補任 五』)。

家茂にとつての二条城は、三代將軍家光までと同じく参内のための居所であ
ると同時に、上方における江戸城の出先機関の一つと言える位置づけにあった。

二条城には、老中ら重臣に加え、將軍の周りの用事をする小姓たちや、城の
取り扱いや案内を担う坊主衆らが勤めていた(『翻刻』華道家元池坊総務所蔵「御
代替御礼継目記録」(『研究紀要元離宮二条城 第三号』)。それら家茂に近侍す
る者たちが詰める為の建物が、二之丸御殿と台所、御清所の周囲に増築された
状況は、「二条御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(口絵3・参考図)と照合できる。
二之丸御殿は、將軍が勅使や側近ら、來客との対面や会食、儀礼等に用いら
れた。また家茂は、城内で武器を確認し、乗馬を愉しむなどした。家茂の滞在
中、二条城では一部の近侍たちが寝食を伴って実務を行っていた。ゆえに台所や、
炊事場、井戸、風呂、便所なども稼働していたことが窺い知れる。

長年の將軍の不在中、台所と御清所は利用されていたが(『翻刻』東京大学
総合図書館蔵「二条在番諸絵図外絵図」(本書に翻刻を掲載)、二之丸御殿の利
用の実情は詳らかではなかった。本史料紹介を通じて、二之丸御殿に御休息や
御坐間等が設けられたことを立証し、それら建物の利用について具体例の一端
を示した。

【解説 注】

- (1) 国立公文書館蔵。元は内閣文庫にあったものが同館に移された。
- (2) 野村は、小姓を指揮し將軍の身辺の用事を取り扱う立場にあった。知行高は三七五俵である。家茂が亡くなった後には静山と号した(『南紀徳川史』三卷)。
- (3) 「事蹟」が記された野紙には、中央下部に「修史館」の印字がある。そこから「事蹟」は、太政官直轄の組織であった修史館が、野村の記録を書写したものと見なされる。修史館は、明治一〇年(一八七七)に国史の編纂を目的として設置され、史料の調査と蒐集を行った。現在の東京大学史料編纂所の前身に当たる。内閣制度の実施に伴って、修史館は同一九九年に廃止された(『国史』)。
- (4) 『南紀徳川史』三卷に所収。
- (5) 堀内信(ほりのうちまこと)は、幕末から明治時代にかけての紀州藩堀内家九代藩主であり、『南紀徳川史』全一七二巻を編纂した。
- (6) 田代博『富士見』の謎(祥伝社、二〇一一年)によると、富士見町は日本全国に数多くあるという。野村の住まいがあった富士見町の詳細は詳らかではない。
- (7) 「幕府御継承の翌年安政六月正月より慶應二年六月廿八日則ち 薨御前迄八年間の御事蹟を私記したる日記也信御本記を編するに當り貫三郎は旧時の知己今尚存するを聞き就て聞く処あらんと富士見町なる其居を訪ふに遇々病篤しとして面語を得ず」(『南紀徳川史』三卷、一八八頁)
- (8) 「筆記」と「事蹟」の記述そのものは、ひらがなとカタカナの違いなど表記の違いが一部で見られる以外、同一である。
- (9) 堀内による二冊の自筆本とは、「事蹟」の卷一・二と卷九に該当する。堀内は「事蹟」の卷三から卷八に当たっていないと見られる。
- (10) 「事蹟」三卷と「筆記」に記述された年月日が重複するのは、以下の通りである。
 文久三年 正月二三日、二月一三日、三月四日・一日、四月二日・二日から二八日、五月四日・一〇日、六月九日・一三日、一二月二七日から晦日
 元治元年 正月朔日から八日、一四日から一六日、二月六日から九日、一一日、一二日、一七日
- (11) 例えば「事蹟」卷三における文久三年四月二八日条「御對顔、四半時過勝野流小

筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固之御家来江 御目見被 仰付 相濟」の記述は、同卷二において「御對顔、遊被四半時比右海岸ニテ勝野流早込小筒打方 御覽被遊、友ヶ島御固並加太浦ニ罷出居候紀州様御家来一同通御掛 御目見被 仰付」となっている。このような違いは、その他にも一部で認められる。よって卷一、二は、その後の巻の単なる省略と言いつてもいい。以下に補完として抜粋する。

(12) 「事蹟」卷三には記述されていないが同卷二に記述されている年月日の記述を、

〔文久二年〕
 十二月廿六日
 一、塩谷弘蔵・芳野立蔵於 御坐之間講釈被 仰付、御聴聞被遊候、
 正月十八日

一、千住筋へ鶴御鷹野として被為 成、黒鶴四羽御手二入申候、
 但京都へ例御進献ニ相成候事、

〔※以下、卷三に収録されているため中略〕
 〔四月〕
 同廿八日(前略) 陸路之通夜五半時比大坂 御城へ 還御被遊候、

一、御実父様 頭龍院様 御廟紀州浜中長保寺ニ有之候ニ付、兼テ 御參詣被遊度
 被 思召候折柄、幸ひ紀州加太浦迄被為 成候ニ付テハ、御參詣被遊度、且 神
 祖御宮并紀州様 御代々御靈屋和歌浦ニ有之候ニ付、旁御両所へ 御參詣被遊度
 旨、御老中御供之板倉周防守へ 御意有之候処、御孝道之程、乍恐奉感直様道法
 等被尋候処、其筋之者より申出候ニハ、陸路ニテハ和歌浦迄四里程、浜中長保寺
 へ十里余も可有之哉ニ申出候、御船ニテ被為 入候ハ、御日合も相掛り不申候
 得共、風模様不宜陸路ニテ被為 成候テハ御日合相掛り、且ハ撰海 御巡覽之折
 柄故、御手間被為 取候テハ如何可有御座哉と申上候処、御尤ニ被 思召、御見
 合ニ相成申候、併 御残念之御様子ニテ、御供ニ被 召連候御小性頭取野村丹後
 守へ 思召ヲ以 御名代相勤候様内々被 仰付、御供先より直ニ和歌 御宮初并
 浜中長保寺 頭龍院様 御廟へ 御名代相勤、陸路通り五月三日大坂へ戻り言上
 仕候、御孝道ニ被為 在候段、乍恐人々奉感候、

〔※以下、卷三に収録されているため中略〕

七月三日

孟子 林大学頭

右於御休息、講釈被 仰付、御聴聞被遊候、

一、還御後諸御稽古事并御次稽古事等、例之通り御初相成候事、

八月二日

一、山吹之間へ 出御、表御儒者其外三人罷出輪講申上、入御、

山吹之間

毎月

一ノ日 孟子輪講 六ノ日 史記会読

右表方・御番方不残其外供罷出候事、

但布衣以上御役人聴聞ニ出候事、

御黒書院前稽古場

三ノ日 八ノ日

右同断稽古相始メ候ニ付、御用透之節度々 出御、被遊 御覧有之候、

同三日

一、御黒書院へ 出御、右御稽古場ニテ表方槍劔ニ術 御覧被遊候、

同六日

一、西湖之間より羽目之間へ 出御、於山吹之間史記会読 御聴聞有之候、

同十一日

一、羽目之間へ 出御、山吹之間輪講 御聴聞被遊候、

右之通 御聴聞時々有之候ニ付、以後略ス、

同廿二日

一、御黒書院へ 出御、御同所御入類へ 御着座、講武所劔術方 御上洛御供之面々

ト奥詰之者交リ劔術試合被 仰付、終日 御覧被遊候、

一、武術御引立之折柄、表方ハ勿論、奥向ニテモ日々稽古出精致候ニ付、御満足ニ

被 思召、学問之方モ猶又御世話被為 在候ニ付、追々上達之者も出来、誠ニ難

有事ニ御坐候、

九月廿三日

一、学問所 一、練練所 一、講武所 一、開成所 一、越中島

右之ヶ所へ 思召ヲ以テ御小性・御小納戸申合、明ヶ番ヨリ五六人ツ、折々罷

越、稽古場之様子修行人之出精之廉々、翌日当番罷出候上、委しく申上候様

被 仰付、夫ヨリ一際諸稽古出精致し候由、

十月六日

一、仙台御用馬吹上御馬場ニテ 御覧可被遊旨被 仰出、兼々御馬御好被遊候ニ付、

御自身御極被遊候、

十一月十五日

一、御本丸 御炎上奉絶言語驚入候御事ニ御坐候、直ニ吹上新御構へ 御立退被遊、

翌々十七日清水御殿へ御引移被遊候事、

同廿六日

一、田安 御館へ御引移被遊候事、

(13) 「水野忠精日記」(『水野忠精 幕末老中日記』)。

(14) 「公辺御用留記」(徳川林政史研究所蔵)。

(15) 『松平春嶽全集』第三・四卷。

(16) 「昭徳院御実記」文久二年九月七日条によれば、「来(文久三) 亥二月御上洛

可被遊旨、被 仰出候ニ付、被 仰遣之」とある。この時、小普請奉行や、作

事奉行らの人事も同時に行われている(『統徳川実記』第四編)。

(17) 「昭徳院御実記」文久三年二月九日条によれば「御軍艦ニ而 御上洛可被遊旨

被 仰出候處、御都合も有之ニ付、来十三日 御発駕、東海道筋御上洛可被遊

旨」とある(『統徳川実記』第四編)。

(18) 江戸東京博物館蔵『御上洛御供奉御用掛』(文久二戌年一二月開板、同三亥年

二月改正、出雲寺萬次郎ほか)、「御上洛御用掛供奉御役附」(文久三年)。

(19) 「昭徳院御実記」文久三年一月二五日条には「右東海道ハ凡五百人、二百五十

疋程、中山道ハ凡三百人余、百五十疋程之人馬遣高を目当に、両道ニ割合」と

あり、約八〇〇人が二手に分かれて陸路を採ることが記されている(前掲書)。

この時に上洛した者たちを記録した『御上洛御供奉御用掛』には、徳川御三家

や老中ほか六六九名が記されている。

(20) 「忠能卿記」文久三年三月五日条によると「晴、今日征夷大将軍内大臣家茂公

自大津上京直入二條城云々」とある(『孝明天皇紀』第四)。

(21) 「非蔵人日記」文久三年三月五日条によれば「二月十五日辛卯、大樹公来廿一

日御出帆御京著之上日数十日之間在京被為在之旨奉行清水谷殿被相觸」とある(前掲書)。

- (22) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月廿一日条における「三月十九日御参内之節御渡有之由之勅書」によると、「大樹帰府之事、段々以 勅諭被 召止候事、先日 御沙汰為在候通」とある(『統徳川実記』第四編)。
- (23) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年三月廿三日条によると「納言(慶篤)殿、一、御参内被遊候処、再忘 御所より被 仰出之趣も有之候ニ付、今二十三日当地御発駕御延引被 仰出候」とある(前掲書)。
- (24) 「璞記抄」文久三年三月七日条には、「主上ヨリ大樹へ和宮御安否ヲ御聞被遊 御氣丈ニ被為入候ト大樹被申」とある(『孝明天皇紀』第四)。
- (25) 「実麗卿記」文久三年四月二日条によれば、「大樹参内於小御所御対面御馬(置倭鞍総鞆如常) 左右馬寮二人牽之三匠之後高家二人相渡了更於御学門所御対面賜酒肴菓子等」とある(前掲書)。
- (26) 「実麗卿記」文久三年五月二日条(前掲書)。
- (27) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年五月二五日条(『統徳川実記』第四編)。
- (28) 「前掲書」文久三年三月一日条。
- (29) 「忠能卿記」文久三年四月一日条によれば、「今日、卯刻石清水社行幸攘夷叡願御祈請云々其辰刻出御」とある(『孝明天皇紀』)。
- (30) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年四月一日条によると「公方様御風邪発熱ニ付、明十一日石清水社 行幸之節、供奉御断被 仰出候」とある(『統徳川実記』第四編)。
- (31) 「前掲書」文久三年三月二日条。
- (32) 「水野忠精日記」文久三年一月一日条によると、「一、夜六時過 御城内出火之旨(中略)一、御本丸西丸共御炎上ニ相来」とある(『水野忠精 幕末老中日記』)。
- (33) 「昭徳院殿御上洛日次記」元治元年一月二五日条(『統徳川実記』第四編)。
- (34) 外池昇「江戸城多門櫓文書にみる「文久の修陵」(調布学園女子短期大学『調布 日本文化』八号、一〇一―一二七頁、一九九八年)。
- (35) 元離宮二条城事務所蔵「二条城御城二之丸御殿向并仮建物絵図」(文久二年(一八六二)の記載を参照した。現在、同所は柳の間と呼ばれる)。
- (36) 屋根や腰の両側に板を張った奥のこと(『日国』)。
- (37) 御休息と御座の間は、文久二年以降に建設されたものであり、現存はしない。また一月八日と二四日の記述には、それぞれ御表、大表という表記が見られる。これは、江戸城における表向に該当すると見られる。引いては、御休息と御座の間は、江戸城の中奥に比定される(深井雅海『図解 江戸城をよむ』原書房、一九九七年)。
- (38) 「昭徳院殿御上洛日次記」文久三年正月二二日条によると「御在京中二条 御城江相詰候面々、布衣以下之分者、御賄料被下候間、銘々旅宿より弁当持参候様可致候、尤布衣以上之面々へハ御料理被下ニ而可有之候」とあり、第一回目の上洛に引き続くものと見られる(『統徳川実記』第四編)。

表2 「御小姓頭取野村丹後守筆記」と記載範囲と「昭徳公事蹟」との照合

記録期間	「御小姓頭取野村丹後守筆記」『南紀徳川史』巻3	「昭徳公事蹟」	
安政6年1月1日～ 文久2年6月6日	190—217頁	巻1	全頁
文久2年7月8日～ 元治2年6月25日	217—246頁	巻2	32—136頁
元治2年7月1日～ 慶応2年6月28日	236—279頁	巻9	全頁
—	279—282頁	巻2	23—31頁

表1 「昭徳公事蹟」全巻の構成と記録の期間

巻	部 題 名	題 名	期 間
1	野村静山手記 至巻九附録皆同	—	安政6年1月1日～ 文久2年6月6日
2	赤坂御在在中 御言行大意	—	文久2年7月8日～ 元治2年6月25日
3	上洛之部	初度御上洛之記第一 再度御上洛之記第二	文久2年10月2日～ 元治元年2月18日
4	上洛之部	二度目御上洛之記	元治元年2月19日～ " 6月12日
5	長防進発之部	松平大膳大夫御征伐 御進発之記第一	元治元年8月2日～ " 10月27日
6	長防進発之部	毛利大膳 御征伐之記第二	元治元年11月1日～ 元治元年5月9日
7	長防進発布告之部	毛利大膳 御征伐之記	慶応元年5月20日～ " 9月13日
8	長防進発布告之部	毛利大膳 征伐之記	慶応元年9月13日～ " 12月25日
9	長防進発滞坂中	—	元治2年7月1日～ 慶応2年6月28日
附	—	—	(家茂の生い立ちから 晩年までの事柄)

表4 徳川家茂による二条城二之丸御殿の利用状況

月	日	室	行 為	相 手
【文久3年】				
3	4	御座間※ (休息)	三献の儀	—
	17	黒書院※	対面	徳川茂承
	24	御座間※	"	徳川慶篤
4	3	黒書院	"	西本願寺門跡等
6	9	休息※	対面、贈与	徳川茂徳／松平容保
【元治元年】				
1	15	休 息	三献の儀	—
	16	御座之間	対 面	一橋慶喜、年寄衆、 松平春嶽、其外諸大名
	19	大広間	"	勅 使
		黒書院	"	坊城俊克、野々宮定功
		御座之間	会 食	松平春嶽、島津久通、 伊達定紀
	20	"	対 面	堂上方(公家)
		—	"	勅 使
		白書院	会 食	—
	22	休 息	会食等	中納言
	23	—	会 食	松平下野守、長岡護美、 細川護久

月	日	室	行 為	相 手
1	24	大 表	対面	勅使
	25	—	対面	東・西本願寺門跡
	29	大広間	位記入御覧	高辻修長
—		対面	中納言	
2	1	休 息	対面、会食、 贈与	中納言／松平春嶽
	2	休 息	贈与	稲葉正邦
	5	"	喫茶、贈与	松平春嶽、島津久光、 伊達宗城
		"	対面、喫茶	徳川茂承
	9	"	飲酒等	—
		黒書院	会食	徳川茂承
	10	"	対面	尊秀法親王
		"(御座之間)	"	松平容保、家来
	13	休 息	対面、会食	中納言
			贈与	松平春嶽
15	御座之間	任命	松平春嶽、松平容保	
16	休 息	任官、贈与	松平春嶽	
		命令、贈与	松平容保	
18	"	対面、喫茶	橋本実麗	
		会食、飲酒	橋本実麗、一橋慶喜、 松平春嶽、松平容保	

※室の項目において「※」を付記した室名は、『続徳川実記』第四編を参照し、補記した。

※室の項目のカッコにおける室名は、本来使用する所。

表3 『御上洛御供奉御用掛』記載の供奉人等の人数構成

御上洛御用掛 (人)		御勘定奉行	1	両御番格御座敷	3
御老中、若年寄、御側衆、大目付、御勘定奉行、御目付、御勘定吟味役	13	御目付	2	小十人格御座敷	5
御上洛御道筋御用掛 (人)		御上洛之節御先江 (人)		御召馬頭	1
人御目付、御目付	2	総裁職	1	御馬頭	1
御上洛御宿割 (人)		御上洛御供奉御役人 (人)		御馬方	2
御目付	2	御老中	2	御馬医方	1
御目付御徒目付衆	3	御老中 公用人	8	御膳奉行	2
御目付御小人目付衆	6	若年寄	2	御膳頭	1
御上洛御先登 (人)		若年寄 公用人	6	御膳所御臺所頭	2
御老中格	1	御側衆	3	御膳所組頭	3
御老中格公用人	4	御供押溜之間	1	御細工頭	1
御高家衆	5	御先御供	2	御同朋頭	1
御勘定奉行	1	講武所御奉行	1	御同朋	1
御勘定吟味役	1	講武所頭取	2	奥御坊主組頭	1
御勘定衆	2	講武所調方	4	奥御坊主御小道具役	4
支配勘定衆	2	講武所勤番	2	奥御坊主衆	38
御作事奉行組頭	1	講武所師範役 劍術	2	御用部屋御坊主衆	10
御作事奉行下奉行	1	講武所教授方	5	御時計役御坊主衆	6
元払御納戸頭	1	講武所師範役 槍術	1	御土圭間御坊主衆	16
元払御納戸組頭	1	講武所教授方	3	表御坊主組頭	2
御納戸衆	3	講武所師範役 砲術	4	表御坊主衆	16
奥御右筆組頭	1	歩兵頭並	1	御数寄屋頭	1
御代官衆	1	砲術教授方	1	御数寄屋組頭	2
御徒目付衆	3	砲術方千人頭	2	御数寄屋坊主衆	7
御馬頭	2	長柄方千人頭	1	御徒目付組頭	1
御馬医方	1	御書院御番頭	2	御徒目付衆	20
御上洛之節御先江 (人)		御書院組頭	2	御徒押衆	4
(尾張前大納言)	3	御小性組御番頭	2	黒鋤頭	1
(水戸中納言)		御小性組組頭	2	御挑灯奉行	1
(一ツ橋中納言)		御小性組組番頭格	2	御中間頭	1
御差添御役人衆 (人)		御小性組次席	1	御小人頭	1
大御番頭 (与力十騎、同心二十人)	31	学問所御奉行	1	御小人目付衆	31
大御番頭 組頭	4	大御目付	2	御駕籠頭	2
御書院番頭 (与力十騎、同心二十人)	31	御勘定奉行	1	御代官衆	2
御書院組頭	1	御勘定奉行組頭	2	御上洛之節御旅館勤番 (人)	
御小姓組番頭	1	御小性頭取衆	6	新御番頭	2
御小姓組組番	1	御小性衆	27	新御番組頭	2
大御目付	1	御小納戸頭取衆	5	御持筒頭	2
御勘定奉行	1	御小納戸衆	71	御先手御鉄砲頭	4
御目付	1	御目付衆	11	御小人頭	2
講武所頭取	3	御使番衆	4	御小人組頭	4
講武所師範役 劍術	2	御徒頭	8	御徒頭	2
講武所師範役 槍術	2	御徒組頭	16	御徒組頭	4
講武所師範役 砲術	1	御腰物方	2	御旅館并御警衛向其外御入用取調御用	2
講武所教授方	4	御鷹匠組頭	1	御供奉御大名 (人)	
講武所調方出役	4	御鷹匠衆	4	"	21
一橋様御附 (人)		御鳥見組頭	1	御上洛逗留中二条御城警衛 (人)	
御家老	2	御鳥見	5	"	7
御番頭	2	奥御儒者	1	同断之節御火之番	2
御用人	4	奥御医師	10	同断之節京地御警衛援兵御用	5
御物頭	2	御番医師	3	総計 (人)	669
郡御奉行	2	奥御絵師	2		
		奥御右筆組頭	1		
		奥御右筆衆	4		
		表御右筆組頭	1		
		表御右筆衆	2		

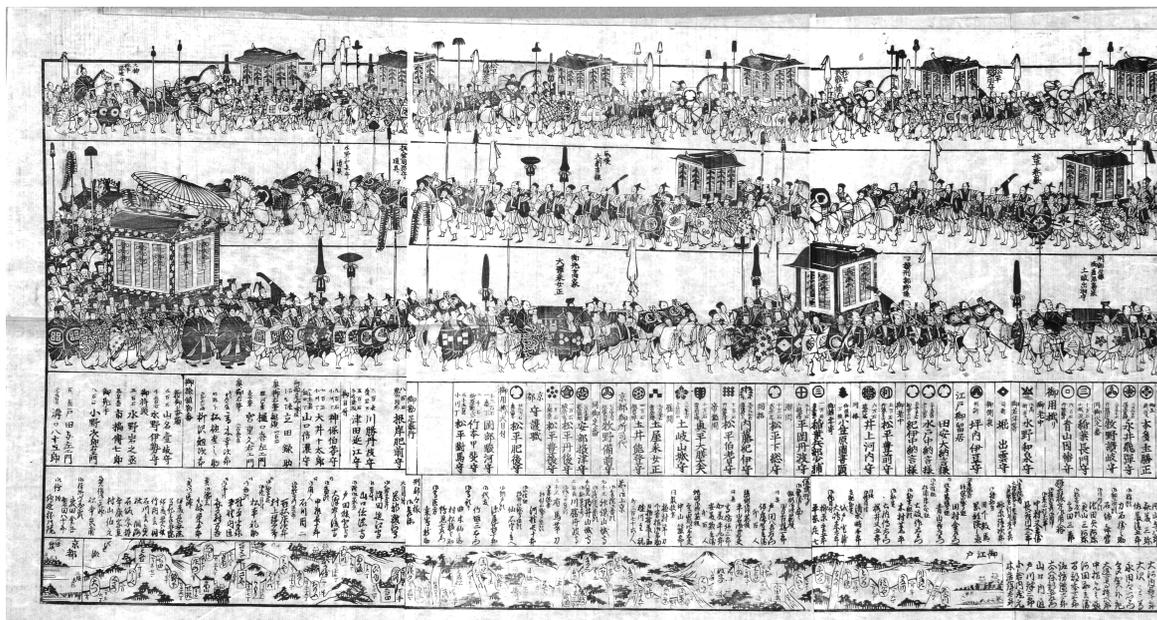
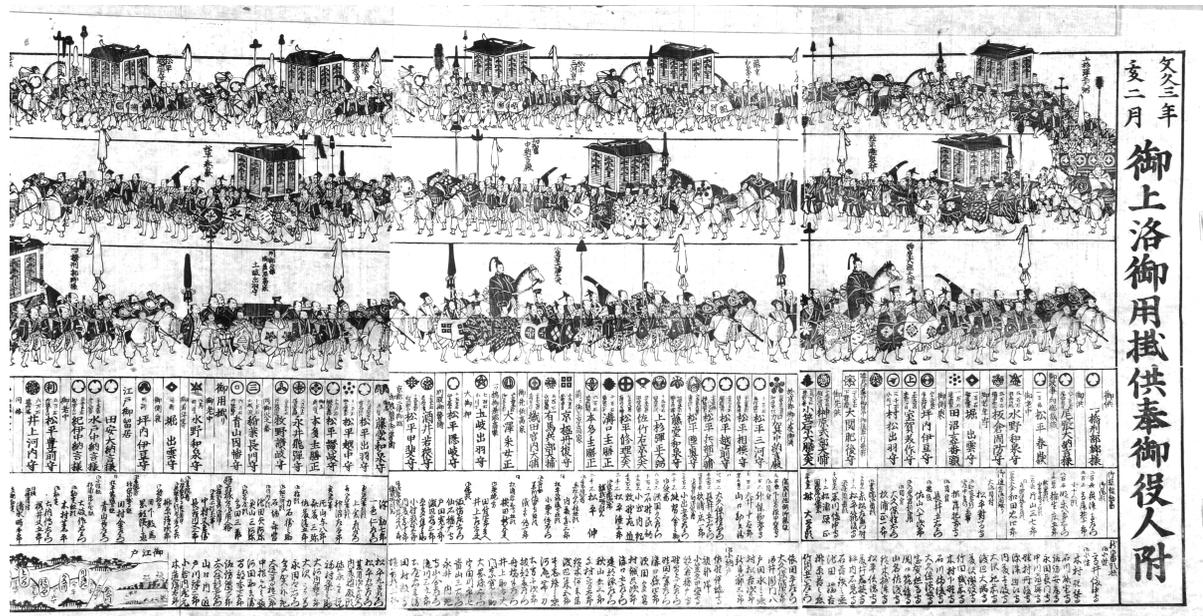


図1 京都市歴史資料館蔵「御上洛御用掛奉御役人附」(大塚コレクション 1109)

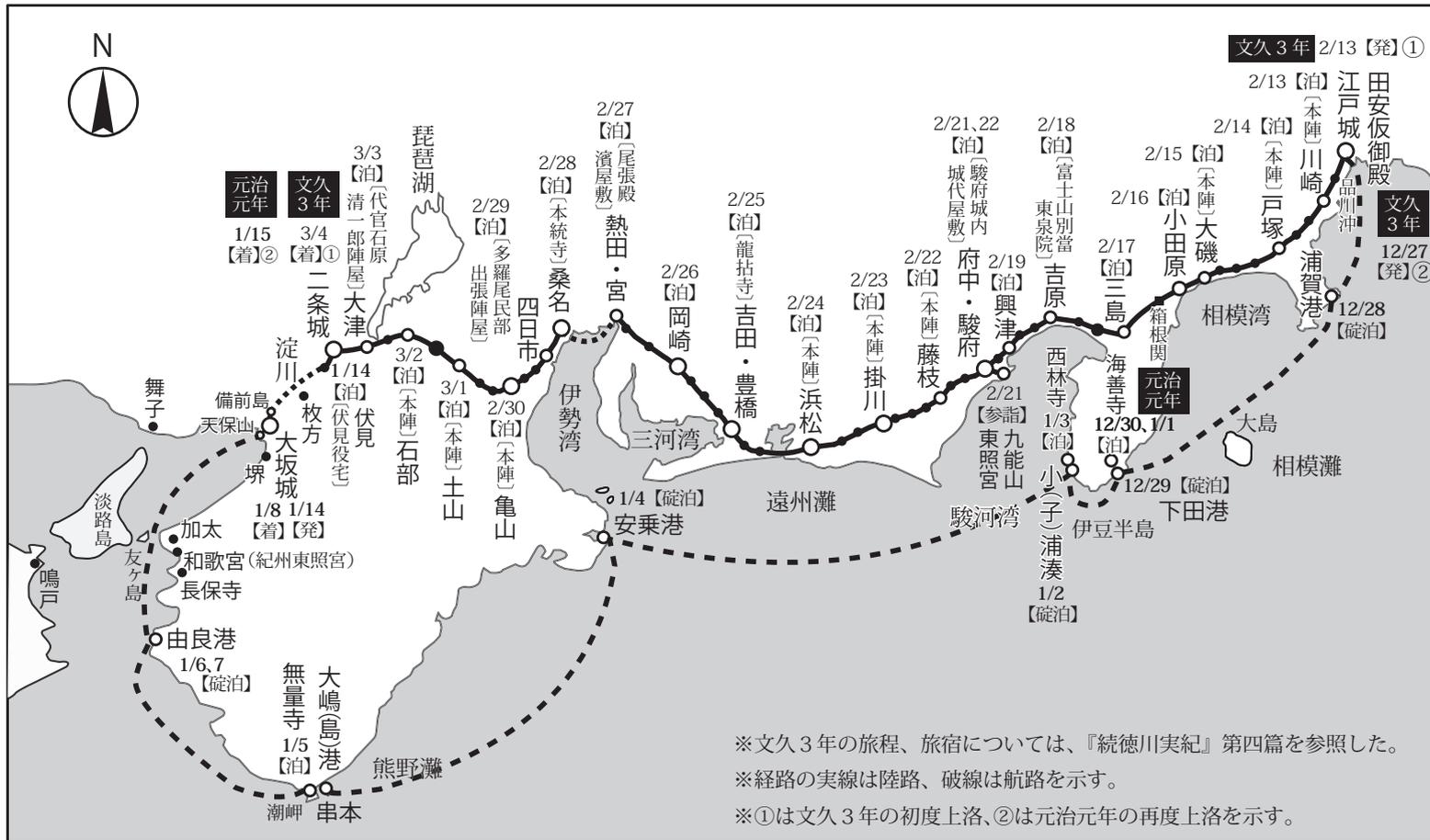


図2 文久3年・元治元年における徳川家茂上洛の旅程(往路)